

外貨建て債券(店頭取引)の契約締結前交付書面

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)

この書面には、外貨建て債券のお取引を行っていただく上でのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点はお取引開始前にご確認ください。

- 本書面という外貨建て債券は、外貨建てで発行され、利金・償還金が外貨で支払われる債券、または売買、利払、償還等が円貨で決済される外貨建て債券(以下、「円貨決済型外貨建て債券」といいます。)で、下記の債券をいいます。
 - ①一切の特別な仕組みを含まない基本的な確定利付債及び割引債
 - ②償還形態が満期一括でない債券
 - ③変動利付債
 - ④劣後債
 - ⑤みなし外国税額控除対象の債券上記債券のそれぞれの留意点については、下記の枠内に記載されておりますので、お取引を行っていただく前にあらかじめよくお読みいただきご確認ください。
また、転換社債を除く国内外の外貨建て上場債券の店頭取引に当たっては、上場有価証券等書面ではなく、本書面に書かれた事項をよくお読みください。
- 外貨建て債券のお取引は、主に募集・売出し等や当社が直接の相手方となる等の方法により行います。
- 外貨建て債券は、金利水準の変化や発行者の信用状況に対応して債券価格が下落し、又は、元本や利子の支払いが滞ったり、支払不能が生じることにより、元本欠損が生じるおそれがありますのでご注意ください。
- 外貨建て債券は、為替相場(円貨と外貨の交換比率)の変動に伴い円貨換算の価値が変化することにより、損失が生じるおそれがありますのでご注意ください。
- 外貨建て債券を償還日より前に換金する場合には市場価格での売却となり、売却損が生じる場合がありますのでご注意ください。
- 円貨決済型外貨建て債券の売買、利払、償還等にあたり、決済は全て円貨で行います。償還金等を外貨で受け取ることはできませんのでご注意ください。

1. 手数料等諸費用及び本書面の対象となる金融商品のリスク

(1) 手数料等諸費用について

- ①外貨建て債券を募集・売出し等により、又は当社との相対取引により購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。
- ②外貨建て債券の売買、利払、償還等にあたり、円貨と外貨を交換する際には、外国為替市場の動向を踏まえて当社が決定した適用為替によるものとします。最新のスプレッドは当社HPをご覧ください。

※円貨決済型外貨建て債券の場合、利金及び償還金については、発行者が円に交換して円で支払います。

(2) 金融商品市場における相場その他の指標に係る変動等により損失が生じるおそれがあります

- ①外貨建て債券の市場価格は、基本的に市場の金利水準の変化に対応して変動します。金利が上昇する過程では債券価格は下落し、逆に金利が低下する過程では債券価格は上昇することになります。したがって、償還日より前に換金する場合には市

場価格での売却となりますので、売却損が生じる場合があります。また、市場環境の変化により流動性(換金性)が著しく低くなった場合、売却することができない可能性があります。

- ②金利水準は、各国の中央銀行が決定する政策金利、市場金利の水準(例えば、既に発行されている債券の流通利回り)や金融機関の貸出金利等の変化に対応して変動します。
- ③外貨建て債券は、為替相場が変化することにより、為替相場が円高になる過程では外貨建て債券を円貨換算した価値は下落し、逆に円安になる過程では外貨建て債券を円貨換算した価値は上昇することになります。したがって、売却時あるいは償還時の為替相場の状況によっては為替差損が生じるおそれがあります。
- ④通貨の交換に制限が付されている場合は、元利金を円貨へ交換することや送金ができない場合があります。
- ⑤銘柄によってはクーポンが一般的な市場金利と比較して低い仕組みとなっております。その場合、クーポンが比較的の高い他の債券と比較して、その市場価格は市場金利の動向の影響を受けて大きく変動する傾向にあり、場合によっては損失を被るおそれがあります。

(3) 債券の発行者又は元利金の支払いの保証者の業務又は財産の状況の変化等によって損失が生じるおそれがあります

- ①外貨建て債券の発行者や、外貨建て債券の元利金の支払いを保証している者の信用状況の悪化等により、元本や利子の支払いの停滞若しくは支払不能の発生又は特約による元本の削減等がなされるリスクがあります。
なお、金融機関が発行する債券は、信用状況が悪化して破綻のおそれがある場合などには、発行者の本拠所在地国の破綻処理制度が適用され、所管の監督官庁の権限で、債権順位に従って元本や利子の削減や株式への転換等が行われる可能性があります。ただし、適用される制度は発行者の本拠所在地国により異なり、また今後変更される可能性があります。
- ②外貨建て債券のうち、主要な格付機関により「投機的要素が強い」とされる格付がなされているものについては、当該発行者等の信用状況の悪化等により、元本や利子の支払いが滞ったり、支払不能が生じるリスクの程度はより高いといえます。

(4) 外貨建てで発行される償還形態が満期一括でない債券と留意点

- ①外貨建てで発行される償還形態が満期一括でない債券は、定時償還条項、抽選償還条項、期限前償還条項、あるいは税制上の変更等を理由とする早期償還条項の付いた債券です。
- ②定時償還条項の付いた債券は、あらかじめ定められたスケジュールと金額に従い、発行額の一部が順を追って償還されていく債券です。
- ③抽選償還条項の付いた債券は、あらかじめ定められたスケジュールと金額に従い、発行額の一部が抽選により償還されていく債券です。
- ④期限前償還条項の付いた債券は発行体が期限前に償還する権利を有した債券です。
- ⑤税制上の変更等を理由とする早期償還条項の付いた債券は、税制上の変更が発生した際に発行体が期限前に償還する権利を有した債券です。

- ⑥定時償還条項、抽選償還条項、期限前償還条項、あるいは税制上の変更等を理由とする早期償還条項により期限前に償還された元本を再投資する場合、再投資による運用利回りは、購入時の投資期待利回りより低下する可能性があります。なお、発行者が償還される権利を行使しないと次の利率が増加することがあらかじめ決まっているステップアップ条項付の場合には、その利率の増加は期限前償還を促す要因となります。

(5) 外貨建て変動利付債と留意点

- ①外貨建て変動利付債は、将来受け取る利息が市場金利の上昇(低下)に連動して増減する債券です。外貨建て変動利付債は期限前償還条項等の付いた、償還形態が満期一括でない債券である場合があります。
- ②将来受け取る利息が市場金利に連動するため、額面以上の価格で購入したときには、売却時又は償還時に損失が生じる場合があります。また、期限前償還条項等付であり期限前に償還される場合、再投資による運用利回りは、購入時の投資期待利回りより低下する可能性があります。

(6) 外貨建て劣後債と留意点

- ①外貨建て劣後債は劣後特約の付いた債券で、本書面では満期のある劣後債になります。また変動利付債あるいは期限前償還条項等の付いた償還形態が満期一括でない債券である場合があります。さらに変動利付債かつ期限前償還条項等付の場合もあります。
- ②外貨建て劣後債が変動利付債の場合は、将来受け取る利息が市場金利に連動するため、額面以上の価格で購入したときは、売却時又は償還時に損失が生じる場合があります。また、期限前償還条項等付であり期限前に償還される場合、再投資による運用利回りは、購入時の投資期待利回りより低下する可能性があります。
- ③劣後債は、その発行者や元利金の支払いを保証している者に一定の劣後事由(破産手続、会社更生手続又は民事再生手続開始の決定があり、若しくは日本法によらない破産手続、会社更生手続又はこれに準ずる手続が外国において行われる場合)が発生した際には、その元利金支払いは劣後債権以外の上位債権に係る債務の履行よりも後順位に置かれ、それらが全額弁済されるまで元利金の支払いは行われません。

(7) みなし外国税額控除対象の外貨建て債券と留意点

- ①みなし外国税額控除対象の外貨建て債券は、租税条約によりみなし外国税額控除が認められている債券です。
- ②みなし外国税額控除の外貨建て債券には、期限前償還条項の付いた満期一括でない債券である場合があります。また、将来発行者と保有者の同意により条件変更が可能である場合があります。さらに期限前償還条項債かつ条件変更可能債の場合があります。
- ③期限前償還条項により期限前に償還された元本を再投資する場合、再投資による運用利回りは、購入時の投資期待利回りより低下する可能性があります。
- ④条件が変更された場合、購入時の投資期待利回りより低下する可能性があります。

(8) 新興国通貨建て債券の場合の留意点

- ① 外貨建て債券が新興国通貨建ての場合、一般的に、当該新興国の政治、経済、社会情勢及び制度、政策、規制等が変化する可能性が高いと考えられます。また、特に通貨制度に関しては、政府の厳しい管理下にある場合があり、制度の変更などにより当該通貨の為替レート及び金利の変動幅は、米ドルやユーロ等の先進国通貨の変動幅よりも大きくなる可能性があります。これらの要因により、当該債券の価値及び償還(売却)金が大きく投資元本を割り込んだり、中途売却が困難になる場合があります。
- ② 外貨建て債券が新興国通貨建てで、当該新興国が休日である場合、若しくは突発的な事情が発生した場合等は、当該新興国通貨の為替取引が成立しない若しくは取引が極めて少ない等の事情により、お取引が出来ない場合若しくは制限される場合があります。また、当該新興国以外の国が休日の場合でもお取引ができない場合があります。
- ③ 新興国通貨は、発行国の政策により、通貨の交換に制限がある場合があります。その場合、外貨建て債券の元利金(または売買代金)を当該通貨で決済することはできず、外貨建て債券の元利金(または売買代金)は米ドルまたは日本円を経由して決済される仕組みとなります。当該通貨を米ドルまたは日本円へ交換する為替レートは外貨建て債券の指定ブローカーが提示する為替レートが適用されます。この為替レートは、他のブローカーが提示する為替レートと異なることがあります。

(9) その他の留意点

- ① 外貨建て債券には、法令等の改正、災害・戦争等の発生等により、当該債券の継続が困難になった場合や、発行者等が当該債券をヘッジする目的で保有するポジションが、合理的な努力を尽くしても維持することが困難(ヘッジコストの増加を含む)になった場合に、発行者の裁量または計算代理人の判断により、計算代理人の算定する時価によって期限前償還されるものがあります。
- ② 外貨建て債券の利金・償還金の支払いを発行体から任命されている支払代理人や外国の証券決済機関における業務遅延ないしそれに伴う情報更新遅延等に伴い、お客さまへの利金・償還金の支払い(現物償還の場合は、当該証券の入庫)が遅延する可能性があります。

2. 企業内容の開示について

国内において募集・売出し等の届出が行われていない外貨建て債券については、我が国の金融商品取引法に基づいた企業内容の開示は行われておりませんのでご注意ください。

3. 外貨建て債券のお取引は、クーリング・オフの対象にはなりません

外貨建て債券のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はありません。

外貨建て債券に係る金融商品取引契約の概要

当社における外貨建て債券のお取引については、以下によります。

- ・ 外貨建て債券の募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い
- ・ 当社が自己で直接の相手方となる売買
- ・ 外貨建て債券の売買の媒介、取次ぎ又は代理

外貨建て債券に関する租税の概要

<個人のお客さまに対する外貨建て債券の課税は、原則として以下によります。>

なお、特定公社債とは、主として、国債、地方債、政府機関債、公募公社債、上場公社債、企業内容等が開示されている法人が発行する普通社債、金融機関が発行する社債、外国国債、海外の政府機関債、2015年12月31日以前に発行された私募債(一部を除きます。)等をいいます。また、一般公社債とは、特定公社債以外の公社債をいいます(主に2016年1月1日以降発行される一部を除く私募債等が該当します)。

特定公社債に該当するもの

- ・ 外貨建て債券の利子(為替損益がある場合は為替損益を含みます。)については、利子所得として申告分離課税の対象となります。外国源泉税が課されている場合は、外国源泉税を控除した後の金額に対して国内で源泉徴収されます。この場合には、確定申告により外国税額控除の適用を受けることができます。
- ・ 外貨建て債券の譲渡益及び償還益(それぞれ為替損益がある場合は為替損益を含みます。)は、上場株式等に係る譲渡所得等として申告分離課税の対象となります。
- ・ 外貨建て債券の利子、譲渡損益及び償還損益は、上場株式等の利子、配当及び譲渡損益等との損益通算が可能です。また、確定申告により譲渡損失の繰越控除の適用を受けることができます。
- ・ 割引債の償還益は、償還時に源泉徴収されることがあります。

一般公社債に該当するもの

- ・ 外貨建て債券の利子については、利子所得として源泉分離課税の対象となります。外国源泉税が課されている場合は、外国源泉税の金額は国内で源泉徴収の際に源泉税の金額から控除されます。
- ・ 外貨建て債券の譲渡益及び償還益は、一般株式等に係る譲渡所得等として申告分離課税の対象となります。
- ・ 外貨建て債券の譲渡損益及び償還損益は、一般株式等(一般公社債等を含みます。)の譲渡損益及び償還損益との損益通算が可能です。なお、譲渡損失の繰越控除の適用を受けることができません。
- ・ 割引債の償還益は、償還時に源泉徴収が行われます。

<法人のお客さまに対する外貨建て債券の課税は、原則として以下によります。>

- ・ 外貨建て債券の利子、譲渡益、償還益(それぞれ為替損益がある場合は為替損益を含みます。)については、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。なお、お客さまが一般社団法人又は一般財団法人など一定の法人の場合は、割引債の償還益は、償還時に源泉徴収が行われます。
- ・ 国外で発行される外貨建て債券(特定公社債に該当するものに限ります)。の利子に現地源泉税が課税された場合には、外国源泉税を控除した後の金額に対して国内で源泉徴収され、申告により外国税額控除の適用を受けることができます。
- ・ 国外で発行される外貨建て債券(一般公社債に該当するものに限ります。)の利子に現地源泉税が課税された場合には、外国源泉税の金額は国内で源泉徴収の際に源泉税の金額から控除され、申告により外国税額控除の適用を受けることができます。

なお、税制が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。
詳細につきましては、税理士等の専門家にお問い合わせください。

譲渡の制限

- ・ 振替債(我が国の振替制度に基づき管理されるペーパーレス化された債券をいいます。)である外貨建て債券は、その償還日又は利子支払日の前営業日を受渡日とするお取引はできません。また、国外で発行される外貨建て債券についても、現地の振替制度等により譲渡の制限が課される場合があります。

当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社において外貨建て債券のお取引や保護預りが行われる場合は、以下によります。

- ・ 国外で発行される外貨建て債券のお取引に当たっては、外国証券取引口座の開設が必要となります。また、国内で発行される外貨建て債券のお取引に当たっては、保護預り口座又は振替決済口座の開設が必要となります。

- ・ お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金又は有価証券の全部又は一部(前受金等)をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- ・ 前受金等を全額お預けいただいていない場合、当社との間で合意した日までに、ご注文に係る代金又は有価証券をお預けいただけます。
- ・ ご注文に当たっては、売買の種類、銘柄、売り買いの別、数量、価格、決済(円貨・外貨)等注文の執行に必要な事項を明示していただきます。これらの事項を明示していただけなかったときは、ご注文の執行ができない場合があります。また、注文書をご提出いただく場合があります。
- ・ ご注文いただいたお取引が成立した場合には、取引報告書をお客さまにお渡しいたします(郵送又は電磁的方法による場合を含みます)。

その他留意事項

日本証券業協会のホームページ(<https://www.jsda.or.jp/shijyo/foreign/meigara.html>)に掲載している外国の発行者が発行する債券のうち国内で募集・売出しが行われた債券については、金融商品取引法に基づく開示書類が英語により記載されています。

当社の概要（2026年4月30日現在）

当社の商号等： 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社
金融商品取引業者
関東財務局長（金商）第2336号
本店所在地： 〒100-8127 東京都千代田区大手町一丁目9番2号
加入協会： 日本証券業協会、一般社団法人資産運用業協会、
一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会、
一般社団法人日本STO協会
指定紛争解決機関：特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
資本金： 405億円
主な事業： 金融商品取引業
設立年月日： 2009年12月1日
連絡先： お取引のある部店までご連絡ください。

当社に対するご意見・苦情等に関するご連絡窓口

お客さま相談室：03-6742-4900（受付時間 平日9:00～17:00）

※ お客さま相談室では、お手続き、ご注文、株価照会、商品内容の詳しいご説明、投資相談はお受けできませんのでご了承ください。

お問い合わせ窓口

お客さま相談室：0120-583-703（受付時間 平日9:00～17:00）

金融ADR制度について

- 「金融ADR制度（金融分野における裁判外紛争解決制度）」とは、お客さまと金融機関との紛争について、裁判手続以外の方法で迅速な解決を目指す制度です。
- 裁判手続に比べ短時間・低コストで、中立・公正な専門家を擁する金融ADR機関（指定紛争解決機関）が、当事者間の話し合いによる解決に努めます。
- 当社における株式や投資信託等の取引に関する苦情・紛争の解決につきましては、金融商品取引法に基づく指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（略称：FINMAC（フィンマック）」をご利用いただくことができます。
- 裁判手続は事実関係の認定や判決等の内容に一定の強制力を有していますが、金融ADR制度は紛争当事者双方の話し合いにより解決を目指す制度のため、お客さまと金融機関の双方の歩み寄りが見られない場合には不調に終わる（和解できない）場合があります。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）

住所：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町2-1-1 第二証券会館

電話番号：0120-64-5005（受付時間 平日：9:00～17:00）

※ FINMACは公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。

以上